



20. 住民税の控除

住宅借入金等特別税額控除

(平成21年から令和12年までに入居の人)

○対象となる人

平成21年1月1日から令和12年12月31日までに入居し、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例、特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例及びエネルギー消費性能向上住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を含む）を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税（所得割）から控除します。

居住の用に供した日	控除限度額
①：平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5% 上限97,500円
②：平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7% 上限136,500円 ※1
③：令和4年1月1日から令和12年12月31日まで ※2	所得税の課税総所得金額等の5% 上限97,500円 ※3

※1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は①と同じ控除限度額が適用されます。

※2 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合が要件です。

※3 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、②と同じ控除限度額が適用されます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線121・122・123・130)